

八尾市法定外公共物管理条例「別表 第6条関係」 新旧対照表

占 用 物 件		単 位	現行占用料 (円)	令和3年4月1日施行 改定占用料 (円)	
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱(変圧器を含む。)	3,800	3,900	
		支柱	3,900	4,000	
		支線柱	1,800	1,800	
		支線	760	770	
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200	2,200
		支柱		3,100	3,200
		支線柱		1,700	1,700
		支線		760	770
	その他の柱類			220	220
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	23	23
	地下電線その他地下に設ける線類			14	14
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,200	2,200
	地下に設ける変圧器			1,400	1,400
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,500	4,500
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,900		1,900	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,500	4,500	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		93	95	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140	140	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200	210	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		270	270	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400	410	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	530	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		930	950	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,400	1,400	
	外径が1メートル以上のもの		2,700	2,700	
	マンホール・管路その他これらに類するもの			1,400	1,400
歩廊、雪よけその他これらに類するもの			4,500	4,500	
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街、地下室及び地下通路		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,300
	上空に設ける通路			4,100	4,100
	その他のもの			4,500	4,500
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	81	82
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	810	820
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	8,100	8,200
	標識		1本につき1年	3,600	3,600
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	81	82
		その他のもの	1本につき1月	810	820
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	81	82
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	810	820
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	8,100	8,200
その他のもの			4,100	4,100	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		占用面積1平方メートルにつき1月	810	820	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料					
橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	590	590	
工作物の設置を伴わない流水面の占用		占用面積1平方メートルにつき1年	295	295	